

## 公益社団法人日本超音波医学会認定超音波工学フェロー認定審査委員会規程

(平成10年12月4日制定)  
 (平成12年4月28日改正)  
 (平成24年12月21日改正)  
 (平成25年4月1日改正)  
 (平成28年4月1日改正)

## (設置)

第1条 本会に定款第4条の規定に基づき、公益社団法人日本超音波医学会認定超音波工学フェロー認定審査委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

## (目的)

第2条 本委員会は、公益社団法人日本超音波医学会認定超音波工学フェロー制度(以下「工学フェロー」制度という。)規則第2条に基づき、工学フェロー制度の維持と運営に当たる。

## (組織)

第3条 本委員会は、委員長1名・副委員長1名及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長・副委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員の構成は、理工学関係者を主体とし、若干名の医学関係者を含むものとする。

第4条 委員長は、理事の中から理事長が委嘱する。

第5条 委員長は、本委員会を統括する。

第6条 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

第7条 副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

第8条 委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

## (委員会)

第9条 本委員会は、工学フェロー制度に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

一 工学フェロー認定の審査

二 工学フェローとしての適否の判定

三 工学フェロー資格更新、喪失及び取消しの審査

四 工学フェロー制度の維持と運営に関わる予算及びその他の事項

第10条 本委員会は、理事長に認定証の交付を上申する。

第11条 本委員会は、委員長が招集し、議長となる。

第12条 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を述べさせることができる。

第13条 本委員会の審議経過及び決定事項は、理事会および総会に報告する。

第14条 本委員会の決定事項は、必要に応じて会誌等に公示し、会員に通知する。

## (改廃)

第15条 この規程の改廃は、本委員会の発議により規約担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

## 附 則

1 この規程は、平成10年12月4日から施行する。

2 この規程の改正は、平成12年4月28日から施行する。

3 この規程の改正は、平成24年12月21日から施行する。

4 この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

5 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。